

# 犯罪のグローバル化に対応するための戦略プラン

## 第1 現状

今日の国際組織犯罪は、世界的規模で活動する犯罪組織の日本への浸透、構成員の多国籍化、犯罪行為の世界的展開といった「犯罪のグローバル化」を急速に進め、治安に対する重大な脅威となっている。

## 第2 課題

犯罪のグローバル化に対応するには、発生した事件の処理のみにとどまることなく、被疑者の犯罪行為を直接又は間接に支援している人的ネットワーク、インフラ等を解明し、犯罪組織に有効な打撃を与え、確実に解体していくことが重要である。

このため、まず、犯罪のグローバル化を支えるネットワーク等について、情報の収集・分析能力を高める必要がある。また、国際組織犯罪は、国を越えた連携の下にあらゆる罪種に及び、全国各地で繰り返されるなど、犯行形態の広域性・多様性を強めていることから、都道府県警察が相互に部門や管轄を越えて連携を強化するとともに、外国捜査機関等との連携を一層緊密化させていくことが不可欠となっている。

## 第3 基本戦略

- 1 国際犯罪組織とこれを支える犯罪インフラの解明を強化するため、国際犯罪組織に関連する来日外国人等の組織、活動、ネットワーク、資金等に関する情報収集機能を強化する。また、国際犯罪組織に関する情報の集約と活用を一層効率化させるため、その捜査を担うすべての部門の情報を一元化し、共有化するための部門横断的な仕組みを整備する。
- 2 収集・共有された情報を基に、国際犯罪組織の構成員と周辺者とのつながり、資金や犯罪収益等の移転状況、犯行の手段及び被害品の処分ルートを解明し、情報相互の関連性を見出すなど分析作業を強化する。
- 3 複数の都道府県警察の管轄区域や複数の捜査担当部門にわたる犯罪に的確に対処するため、警察庁の指導・調整の下に、組織横断的な取組みを一層進める。
- 4 国内の関係機関・団体との連携を強化して、出入国管理等の水際対策や防犯指導を徹底するとともに、外国人が集住する地域が犯罪の温床とならないよう犯罪抑止対策を推進する。
- 5 国際犯罪組織の流入を防止するとともに、国外に逃亡した犯罪者等への追及を強化するため、外国捜査機関等との連携を一層緊密にし、グローバルな国際協力体制を構築する。

## 第4 対処方策

### 1 体制の構築

#### (1) 警察庁における体制

##### ア 犯罪のグローバル化対策委員会の設置

次長を長とする犯罪のグローバル化対策委員会(以下「委員会」という。)を設置し、犯罪のグローバル化に関する情勢を集約して、これに対応するための基本

方針を定め、その達成を図る。

#### **イ 犯罪のグローバル化対策室の設置**

犯罪のグローバル化対策室（以下「警察庁対策室」という。）を設置し、犯罪のグローバル化に関する情報の集約・分析を行うとともに、委員会に対する報告、都道府県警察に対する指導・調整並びに各局部及び外国捜査機関等との間の総合調整を行う。

#### **ウ タスクフォースの設置**

個別の国際犯罪組織やその活動について、複数の局部が共同して対処する必要があると認めるときは、関係局部によるタスクフォース等を随時に設置する。

### **(2) 都道府県警察における体制**

#### **ア 犯罪のグローバル化に対応する横断的枠組みの構築**

国際組織犯罪に関する情報の収集と共有を促進し、検挙活動を強化するため、警察本部長等を長とする犯罪のグローバル化への対策を総合的に推進する体制を整備する。

#### **イ 関係部門によるプロジェクト・チーム（対策室）等の整備**

国際組織犯罪に関する各部門の情報の集約・分析を行うとともに、警察庁対策室に対する報告や、他の都道府県警察に対する必要な連絡・調整を行うため、部門横断的な体制を整備する。

#### **ウ 実態解明班の設置等**

都道府県警察は、国際組織犯罪に関するそれぞれの情勢に応じて、国際犯罪組織等の構成、活動、資金等の実態を解明する体制を整備する。

## **2 情報の収集、共有及び分析能力の強化**

### **(1) 情報収集の強化**

#### **ア 実態解明班等による情報収集**

実態解明班は、資金分析を行う犯罪収益解明班との連携の下、幅広く情報を収集して、国際犯罪組織の構成及び活動実態を解明する。また、警察庁を通じて、収集された情報の全国的な活用を図る。

#### **イ 共（合）同による情報収集**

国際犯罪組織に係る特定の地域、施設その他の対象に関する情報収集の強化を図るため、必要があると認めるときは、国際捜査管理官の調整の下に、関係都道府県警察の実態解明班による共同又は合同の情報収集活動を展開する。

#### **ウ 警察庁における情報収集の強化**

(ア) 国際捜査管理官は、I C P O（国際刑事警察機構）を通じ、又は外国捜査機関等との個別の捜査共助制度等を活用して、国際犯罪組織等に関する情報収集を一層強化する。

(イ) 犯罪収益移転防止管理官は、国境を越えて送金される犯罪収益の追跡を徹底するため、外国F I U（資金情報機関）との情報交換を積極的に行うことにより、海外における疑わしい取引に関する情報収集を一層強化する。

### **(2) 情報共有の強化**

#### **ア 都道府県警察の情報管理システムの強化等**

都道府県警察は、警察庁の定める指針に基づき、複数の部門にかかわる国際組織犯罪に関する情報の共有化を図るとともに、警察庁情報管理システムへの入力を徹底する。

#### イ 警察庁による情報共有の促進

警察庁は、国際組織犯罪に関する情報の共有化と活用の効率化を図るため、情報管理システムの更なる高度化を図るとともに、都道府県警察からの個別の照会に適切に対応できるよう、必要な情報の入手に努める。

### (3) 情報分析の強化

#### ア 分析手法の高度化

警察庁及び都道府県警察は、警察庁情報管理システムにおける各種情報の照合を一層促進するなどして、国際組織犯罪の背後にある組織的・人的ネットワークや支援インフラに関する情報分析を多角的に行う。

#### イ 外国捜査機関等への照会

警察庁及び都道府県警察は、外国捜査機関等との連携を更に強化し、関係者の個人照会、疑わしい取引に関する情報の照会及び犯行手口等に関する各種照会を徹底する。

## 3 捜査連携の強化

### (1) 国際犯罪捜査指定捜査員制度の導入

警察庁は、国際組織犯罪等に対する合同捜査体制を迅速に確立するため、都道府県警察が指定する捜査員をあらかじめ登録し、必要に応じてこれを相互に派遣する制度を導入する。

### (2) 通訳・翻訳体制の確保

警察庁は、都道府県警察の通訳員の相互運用を調整するとともに、リエゾン・オフィサー等として海外勤務した経験を有する者を警察庁国際捜査管理官付として配置し、都道府県警察における通訳・翻訳の業務を支援する。

## 4 国内関係機関との連携強化

### (1) 関係省庁との連携

警察庁は、水際における取締りの強化、国外逃亡被疑者に対する捜査の徹底、捜査手法の高度化のためのガイドラインの整備等について、関係省庁と協議する。

### (2) 外国人集住地域総合対策の推進

警察庁及び都道府県警察は、自治体・ボランティア団体等との連携を一層強化して、外国人集住地域への国際犯罪組織等の浸透の防止及び定住外国人に係る犯罪誘因の除去を図る。

### (3) 民間団体への防犯指導等の徹底

警察庁及び都道府県警察は、国際犯罪組織による犯罪を分析し、犯行方法を明らかにすることにより、国際犯罪組織の犯行の対象となり得る者等に対する防犯指導、防犯基準の策定等を推進する。

## 5 グローバルな国際協力体制の構築

警察庁は、次の施策を通じ、グローバルな国際協力体制を構築する。

**(1) 東アジアにおける国際協力枠組みの構築**

東アジアにおける国際連携を強化するため、A S E A N 関連会合を含むハイレベル会合を通じ、A S E A N A P O L 加盟国並びに中国及び韓国との協力枠組みを構築し、東アジアにおける国際組織犯罪に関する情報交換の促進、リエゾン・オフィサーの交換等について協議する。

**(2) G 8 治安関連会合を通じた国際的な連携の強化**

国際組織犯罪対策の課題や協力の在り方に関する G 8 治安関連会合での議論を通じ、国際的な連携の強化を図る。

**(3) 捜査協力のための国際約束の整備**

関係機関と協力し、刑事共助条約、犯罪人引渡条約等、捜査協力のための国際約束の整備に努める。

**(4) 外国捜査機関との情報交換及び共同オペレーションの推進**

国際組織犯罪に対する捜査の効率を図るため、関係国の捜査機関との情報交換及び事件発生時における共同オペレーションを積極的に推進する。

**(5) リエゾン・オフィサーの派遣拡充とユーロポールとの連携**

捜査協力が円滑かつ迅速に行われるよう、必要な国及び機関へのリエゾン・オフィサーの派遣を拡大する。特に、ヨーロッパを拠点として暗躍する国際犯罪組織に対処するため、ユーロポールとの連携を強化する。

**(6) I C P O との連携強化**

日本での I C P O 関係国際会議の開催を検討するほか、I C P O 中枢部門に職員を派遣するなどして連携を一層強化する。

**(7) 国際的なマネー・ロンダリング対策の推進**

マネー・ロンダリング対策を推進する国際的な枠組みの中で、F A T F、A P G、エグмонт・グループ等に積極的に参加し、マネー・ロンダリングを防止するための研究、国際基準の作成、相互審査、途上国 F I U の支援等の活動に積極的に参画する。